

# 小松川軟式野球連盟 規約

## 【第1章：名称】

第1条 本連盟は小松川軟式野球連盟と称し、江戸川区軟式野球連盟に抵触しないものとする。

## 【第2章：目的及び事業】

第2条 本連盟はアマチュアスポーツとして正しい軟式野球を地域住民全般に普及し、会員相互の体位向上と地域住民の親睦を図り青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

第3条 本連盟は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 地区内における野球大会及び野球規則の普及徹底
- 2) 軟式野球の普及、発展技術向上に関する指導研究
- 3) その他本連盟の目的達成に必要な事項

## 【第3章：会員及び組織】

第4条 本連盟は連盟加入の会員及びその関係者を以って組織する。

第5条 会員は平井小松川(江戸川区内)に現住及び勤務を有する者を以って編成するチーム。但しプロ選手は除く。

第6条 チームは監督及び主将を含めて30名以内の競技者によって編成しなければならない。

第7条 本連盟の目的及び事業に賛助する者を以って名誉会員とする。

## 【第4章：機関】

第8条 本連盟の下に役員を置く。

- 1) 会長：1名
- 2) 副会長：若干名
- 3) 顧問並びに相談役：若干名
- 4) 参与：若干名
- 5) 理事長：1名
- 6) 副理事長：若干名
- 7) 理事：若干名
- 8) 会計及び監査：各2名
- 9) 評議員：若干名

第9条 役員の選任及び掌事項は次による。

- 1) 会長は評議員会において推薦する。会長は本連盟を代表し、会務を統括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3) 顧問並びに相談役は、理事会において推薦し会長が委嘱する。顧問並びに相談役は会務の助言及び協力をする。
- 4) 参与は会長が推薦し理事会の承認をうけるものとする。参与は会務の助言及び協力をする。
- 5) 理事は評議員会において選出し会長が委嘱する。理事は理事会を構成し、評議員会の議決に基づき会務を掌理する。但し緊急を要する事項については議決処理することができる。
- 6) 理事会はその互選により理事長1名、副理事長若干名を選出する。
- 7) 理事長は理事会を代表する。理事長は会長、副会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 8) 理事長に事故あるときは、その指定した副理事長がその職務を代理する。

- 9) 会計は会長が推薦し、理事会の承認をうけるものとする。会計は本会の会計を行い、年度毎に会計結果を評議員会に報告するものとする。
- 10) 監査は評議員会において選出し、会長が委嘱する。監査は本会の会務及び經理の監査にあたり、年度毎に監査結果を評議員会に報告するものとする。
- 11) 評議員会は登録連続3年以上のチームの中から1名ずつ選出するものとする。  
評議員であって理事に選任された者は評議員の資格を保有する。評議員は評議員会を構成し、本連盟の重要事項を議決する。

第10条 役員の任期は2年とし、改選期の当初に召集する評議員で改選する。

## 【第5章：会議】

第11条 本連盟の会議は、評議員及び理事会とする。

第12条 評議員会は毎年1回2月に招集する。但し、会長が必要と認めたときは臨時に召集することができる。評議員会は会長が招集し、その議長となる。

第13条 理事会は必要に応じ理事長が召集し、その議長となる。

第14条 会議はその構成員の半数以上出席しなければ開会することができない。

第15条 議事は出席議員の過半数を以って決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

## 【第6章：会計】

第16条 本連盟の会員は別に定める金額を納入する。

第17条 本連盟の経費は次に掲げるもので支弁する。

- 1) 会費
- 2) 登録料
- 3) 賛助会費
- 4) その他の収入

第18条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日より同年12月末日までとする。会長は決算書の審査に附し、評議員会の承認を得なければならない。

## 【第7章：加盟及び脱退】

第19条 会員となるチームは連盟の定める登録申込書を事務局に提出し、会費を納入する。

第20条 会員はその登録事項に異動を生じたときは、その旨届けなければならない。

第21条 会員は次の事項の1つに該当するときは、その資格を喪失する。

- 1) 本連盟が不適格と認めたとき
- 2) 自ら脱退の意思を表明したとき

## 【第8章：専門部】

第22条 本連盟の事業を遂行するため、次の部を置く。

- 1) 総務部
- 2) 運営部
- 3) 資格審査部
- 4) 審判部
- 5) 広報部

部の運営に関する事項及び規定は、部において定めることができる。但し、理事会の承認を得るものとする。

## 【第9章：事務局】

第23条 本連盟の事務を処理するため、江戸川区小松川事務所地域サービス係に事務局を置く。

第24条 事務局に次の職員を置く。

- 1) 事務局長：1名
- 2) 事務：若干名

第25条 事務局職員は会長が任免する。

## 【第 10 章：規律】

第 26 条 会員は本連盟加入チームに二重に加入することはできない。

第 27 条 会員は本連盟規約、並びにアマチュア規定に違反することはできない。

第 28 条 会員はチーム及びその構成員が前 2 条に違反したときは、理事会において除名あるいは出場停止、その他の処分をすることがある。

## 【第 11 章：規約の変更】

第 29 条 本連盟の規約は、評議員会において出席者の過半数以上の同意を得て改正することができる。

第 30 条 本規約の施行について必要な細則は理事会で別に定める。

第 31 条 本規約は昭和 43 年 3 月 1 日よりこれを施行する。

本規約は昭和 52 年 3 月 10 日より一部改正する。

本規約は昭和 61 年 3 月 7 日より一部改正する。

本規約は平成 10 年 2 月 13 日より一部改正する。

本規約は令和 5 年 2 月 19 日より一部改正する。